

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、固定資産税が減額されます。

1. 対象となる住宅

平成 26 年 4 月 1 日以前に建築された住宅。

(平成 28 年 4 月 1 日以降の改修工事については、改修後の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下の家屋。)

※併用住宅の場合、住居部分が全体の 2 分の 1 以上であること。

※貸家住宅は賃貸部分を除く。

2. 対象となる改修工事

次の(ア)又は(イ)の工事で、省エネ基準に合致し、改修工事費の(補助金などを除く)自己負担額が 60 万円を超えるもの。

※断熱改修に係る工事費が 50 万円以上であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円以上

※ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に改修工事に係る契約が締結された場合は 30 万円以上で可

(ア) 窓の断熱性又は日射遮へい性を高める改修工事(複層ガラス化、二重サッシ化などで外気と接する部分のもの)

(イ) (ア)の工事で併せて行う次の(A)から(C)の工事

(A) 天井や屋根の断熱性を高める改修工事(天井裏の断熱などで外気と接する部分のもの)

(B) 壁の断熱性を高める改修工事(断熱材の施工などで外気と接する部分のもの)

(C) 床の断熱性を高める改修工事(床下の断熱などで外気と接する部分のもの)

3. 減額の内容

当該工事完了日の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。(1 戸当たり住居部分の床面積 120 平方メートル相当分を限度とする。)

※バリアフリー改修に伴う減額措置との併用は可能です。

※耐震改修に伴う減額措置、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置との併用はできません。

※省エネ改修に伴う減額措置は同一の家屋につき 1 回のみです。

※認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については、固定資産税の 3 分の 2 が減額されます。(ただし、既に認定による減額措置を受けたことがある場合は除く。)

4. 手続き等

改修工事完了日から 3 か月以内に、固定資産税課窓口へ(1)～(6)の書類を添付の上、「住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書」の提出が必要になります。

添付書類

(1) 住民票の写し(ただし、申告書で固定資産税課が現住所を確認することを同意した場合は不要)

(2) 省エネ改修工事に係る明細書の写し(当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)

(3) 省エネ改修工事費の領収書の写し(改修工事費用を支払ったことを確認できるもの)

(4) 増改築等工事証明書(建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行)

(5) 改修工事の費用に充てるために交付された補助金等がわかるものの写し(補助金等が交付されている場合のみ提出)

(6) 長期優良住宅認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当することとなった場合のみ)

5. 問い合わせ先

財政部 固定資産税課 家屋係 電話 0436-23-9812(内線 2246・2247・2248・2245)